

国の庁舎における利用者の安全及び  
利便の確保に関する行政評価・監視  
結果報告書

平成 25 年 7 月

四国行政評価支局  
高知行政評価事務所



# 目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視結果	3
1	バリアフリー対策の実施状況	3
2	受動喫煙防止対策の実施状況	20
3	防災対策の実施状況	25 ~30

# 図 表 目 次

## (1 バリアフリー対策の実施状況)

表 1 - (1)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）（抜粋）	9
表 1 - (2)	バリアフリー法による建築物に対する規制の概要	10
表 1 - (3)	バリアフリー法による建築物移動等円滑化基準の概要	11
表 1 - (4) - ①	視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていないもの	12
表 1 - (4) - ②	視覚障害者移動等円滑化経路の視覚障害者誘導用ブロック上に、玄関マット等の障害物が置かれているもの	12
表 1 - (4) - ③	視覚障害者移動等円滑化経路の視覚障害者誘導用ブロックの組み合わせや誘導先等が適切でないもの	12
表 1 - (4) - ④	その他、道に接する部分に敷設されている点状ブロック等が老朽化により浮いているもの等	13
表 1 - (5)	移動等円滑化経路上の傾斜路が急勾配となっているもの等	13
表 1 - (6)	階段の上端部に近接する廊下等部分に点状ブロック等が敷設されていないもの	13
表 1 - (7)	階段に手すりが設けられていない、踏面端部とその周囲の部分との明度差等が小さいもの	14
表 1 - (8)	便所について、オストメイト対応の便房が設けられていないもの等	14
表 1 - (9)	玄関へ通ずる段や傾斜路に手すりが設けられていない、段の踏面端部とその周囲の部分との明度差等がない又は小さいもの等	16
表 1 - (10)	車いす使用者用駐車施設が傾斜面に設けられている、路面の案内表示が消えていているもの等	17
表 1 - (11)	その他、玄関に設置された身体障害者用インターホンが故障しており利用できないもの等	17
表 1 - (12)	庁舎のバリアフリー情報がホームページで提供されていないもの等	17

## (2 受動喫煙防止対策の実施状況)

表 2 - (1)	健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）（抜粋）	22
表 2 - (2)	受動喫煙防止対策について（平成 22 年 2 月 25 日付け厚生労働省健康局長通知）（抜粋）	22
表 2 - (3)	受動喫煙防止対策について（平成 22 年 7 月 30 日付け厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長事務連絡）（抜粋）	22
表 2 - (4)	調査対象庁舎の受動喫煙防止対策実施状況一覧	23
表 2 - (5)	庁舎出入口付近に灰皿を置いただけの喫煙場所が設けられているもの	24
表 2 - (6)	傾斜路の途中に喫煙場所が設けられているもの	24
表 2 - (7)	庁舎内の喫煙場所から非喫煙場所へのたばこの煙の流出防止措置が講じられていないもの	24

## (3 防災対策の実施状況)

表 3 - (1)	防火管理に関する規定	27
表 3 - (2)	津波防災に関する規定	28
表 3 - (3)	防火管理者を選任しておらず、消防計画、消防訓練も作成、実施していない	

もの	30
表3- (4) 消防計画で定めている消防訓練等を実施していないもの	30
表3- (5) 防火戸付近に閉鎖障害となる物品が置かれていたもの	30
表3- (6) 消防計画に対策計画で定めることとされている津波避難等に関する事項を定めていないもの	30
表3- (7) 消防計画に対策計画で定めることとされている津波からの避難場所を具体的に定めていないもの	30

# 第1 行政評価・監視の目的等

## 1 目的

国の行政機関が入居する合同庁舎等については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づき、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ることとされているほか、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成20年3月28日バリアフリーに関する関係閣僚会議決定）においても、窓口までの経路、障害者や高齢者等に対応した便所（オストメイト対応）、駐車スペースの整備等を推進することとされている。また、災害発生時においては、施設利用者の安全を確保するための適切な対応が求められる。

さらに、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、官公庁施設など多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

この行政評価・監視は、国の庁舎における利用者の安全及び利便の確保を図る観点から、これらの施設におけるバリアフリー対策の実施状況、受動喫煙防止対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

## 2 対象機関

### (1) 調査対象機関

香川県内及び高知県内に所在する国の行政機関（別表のとおり）

### (2) 関連調査等対象機関

身体障害者関係団体

## 3 担当部局

四国行政評価支局 評価監視部第1評価監視官

高知行政評価事務所 評価監視官

## 4 実施時期

平成25年4月～25年7月

別 表

区分 省庁	調査対象機関【調査した庁舎数】	
	香川県内	高知県内
法務省	高松法務局（支局・出張所）【3庁舎】	高知地方法務局（支局）【4庁舎】
検察庁	高松高等検察庁【1庁舎】	高知地方検察庁【1庁舎】
財務省	四国財務局【1庁舎】 坂出税関支署【1庁舎】	高知財務事務所【1庁舎】
国税庁	高松国税局（税務署）【6庁舎】	税務署【3庁舎】
厚生労働省	香川労働局（労働基準監督署・公共職業安定所）【10庁舎】	高知労働局（公共職業安定所）【4庁舎】
農林水産省	－	中国四国農政局高知地域センター【1庁舎】
国土交通省	四国地方整備局【1庁舎】 四国運輸局（運輸支局）【3庁舎】	高知運輸支局【1庁舎】
海上保安庁	－	高知海上保安部【1庁舎】
合計	【26庁舎】	【16庁舎】

## 第2 行政評価・監視結果

### 1 バリアフリー対策の実施状況

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保し、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）が平成18年12月20日に施行されており、一定の建築物の建築主等（建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者）は、必要な施設整備等を図ることが求められている。バリアフリー法に基づく施設整備を要する建築物は、同法第2条第16号の特定建築物（病院、百貨店、ホテル、事務所等の多数の者が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第4条で規定する建築物）及び同法同条第17号の特別特定建築物（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして令第5条で規定する建築物）であり、窓口業務を行う官公署については、不特定多数の者が利用する特別特定建築物に該当する。</p> <p>バリアフリー法施行後に建築される一定規模（床面積2,000㎡）以上の特別特定建築物については同法第14条第1項により基準適合義務が課せられており、同規模未満の特別特定建築物の新築及び既存の特別特定建築物並びに特定建築物については、同法第14条第5項、第16条第1項及び同条第2項により、建築物特定施設（廊下等、階段、敷地内の通路（以下「敷地内通路」という。）など建築物又はその敷地に設けられる施設）の修繕・模様替えを行う場合等に当該建築物特定施設を基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるなど、基準適合についての努力義務が課せられている。</p> <p>バリアフリー法に基づく建築物の移動等円滑化に係る基準は、建築物移動等円滑化基準（法第14条第1項に基づく令第10条から第23条。以下「円滑化基準」という。）として、建築物特定施設ごとに規定されており、この中で、一般的な基準として建築物内の廊下等、階段、便所等に関する基準及び建築物外の敷地内通路、駐車場に関する基準が、また、建築物内外を通じた視覚障害者移動等円滑化経路（視覚障害者が円滑に利用できる経路）に関する基準及び移動等円滑化経路（高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路）に関する基準が定められており、当該基準の具体的な適用方法等に係るガイドラインとして、国土交通省は、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）を示している。</p> <p>また、バリアフリー法第3条第1項の規定に基づき策定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成23年3月31日、国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号）二2（適切な情報の提供）において、施設設置管理者は、利用者に対して必要な情報（車いす使用者用便房等の整備状況）を適切に提供することが必要である旨示されている。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、四国行政評価支局及び高知行政評価事務所が、香川県内及び高知県内に所在する国の行政機関が入居する庁舎（合同庁舎・総合庁舎を含む。）について、窓口業務を行う官署が入居するものを中心に42庁舎（香川県内26庁舎、高知県内16庁舎）を選定し、円滑化基準への適合状況等を調査した結果、庁舎を管理する機関の点検が十</p>	<p>表1－(1)</p> <p>表1－(2)</p> <p>表1－(3)</p>

分に行われていないことなどから、次のとおり、同基準に適合していないもの等がみられた。

(1) 視覚障害者移動等円滑化経路の確保

道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から令第20条第2項に規定する案内設備（建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り又は音による案内により視覚障害者に示すための設備）又は案内所までの経路のうち一以上を、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならないとされている（令第21条第1項）。

視覚障害者移動等円滑化経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（線状の突起が設けられた誘導ブロック。歩行方法を案内することを目的とした移動方向を指示するもの）及び点状ブロック等（点状の突起が設けられた警告ブロック。前方の危険の可能性若しくは歩行方法の変更の必要性を予告するもの）を適切に組み合わせることで敷設し（線状ブロック等及び点状ブロック等を併せて、以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けることとされている（令第21条第2項第1号）。

また、視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内通路の i) 車路に近接する部分、ii) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うため、点状ブロック等を敷設することとされている（令第21条第2項第2号）。

しかし、調査した42庁舎の中には、次のとおり、視覚障害者移動等円滑化経路が十分に確保されていないものが、22庁舎（注）において25事例みられた（香川：12庁舎13事例、高知：10庁舎12事例）。

（注）庁舎数は、事例の確認された実庁舎数であり、個々の事例に係る庁舎数の合計数とは必ずしも一致しない（以下、(3)も同様）。

- |   |          |
|---|----------|
| ① 視覚障害者移動等円滑化経路の全部又は一部に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていないもの 5事例（香川：3庁舎3事例、高知：2庁舎2事例） | 表1-(4)-① |
| ② 視覚障害者移動等円滑化経路上に障害物が置かれているもの等 6事例（香川：5庁舎5事例、高知：1庁舎1事例）                 | 表1-(4)-② |
| ③ 視覚障害者誘導用ブロックの組み合わせや誘導先等が適切でないもの 11事例（香川：3庁舎3事例、高知：8庁舎8事例）             | 表1-(4)-③ |
| ④ 視覚障害者誘導用ブロックが老朽化により浮いており、通行者がつまづき転倒するおそれがあるもの 1事例（香川）                 | 表1-(4)-④ |
| ⑤ 視覚障害者誘導用ブロックとその周囲の床面との明度差等が小さいもの 2事例（香川：1庁舎1事例、高知：1庁舎1事例）             | 同上       |

(2) 移動等円滑化経路の確保

移動等円滑化経路は、i) 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合には道等から当該利用居室までの経路、ii) 建築物又はその敷地に車いす使用者が円滑に利用することができる便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を設ける場合には利用居室から当該車いす使用者用便房までの経路、iii) 建築物又はその敷地に車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設ける場合には当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路について、それぞれ一以上を確保しなければならないとされている（令第18条第1項）。

移動等円滑化経路については、i) 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けな

<p>いこと（ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りではない。）、ii）当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の勾配は、12分の1（高さ16cm以下の場合には8分の1）を超えないこととされている（令第18条第2項）。</p> <p>しかし、調査した42庁舎の中には、次のとおり、移動等円滑化経路が十分に確保されていないものが、4庁舎において4事例（香川）みられた。</p> <p>① 移動等円滑化経路上の傾斜路が基準を超えて急勾配となっているもの 1事例（香川）</p> <p>② 移動等円滑化経路上に来客者のバイクや自転車が駐輪しており、通行の障害となっているもの 1事例（香川）</p> <p>③ 移動等円滑化経路上に設けられた門扉用レールの溝が深く、車いすの前輪が落ち込み通行が困難となっているもの 1事例（香川）</p> <p>④ 移動等円滑化経路上のエレベーターが故障し利用できないもの 1事例（香川）</p>	<p>表1-(5)</p>
<p>(3) バリアフリー施設・設備の整備</p> <p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設に関しては、円滑化基準において、施設ごとに一般的な基準が示されている（令第11条から第17条及び第19条）。</p> <p>しかし、調査した42庁舎の建築物特定施設の中には、次のとおり、円滑化基準に適合していない事例が38庁舎において84事例みられた（香川：25庁舎55事例、高知：13庁舎29事例）。</p> <p>ア 廊下等</p> <p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）については、階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分に、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設することとされている（令第11条）。</p> <p>しかし、調査した42庁舎の中には、階段上端部の廊下等に点状ブロック等を敷設されておらず、円滑化基準に適合していないものが、6庁舎において6事例みられた（香川：5庁舎5事例、高知：1庁舎1事例）。</p>	<p>表1-(6)</p>
<p>イ 階段</p> <p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段については、i）踊場を除き、手すりを設けること、ii）踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする、iii）段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、原則として、点状ブロック等を敷設することとされている（令第12条）。</p> <p>しかし、調査した42庁舎の中には、次のとおり、円滑化基準に適合していないものが、10庁舎において11事例（香川：3庁舎4事例、高知：7庁舎7事例）みられた。</p> <p>① 階段に手すりが設けられていない上、階段踏面端部とその周囲の部分との明度差等が小さいもの 1事例（香川）</p> <p>② 階段に手すりが設けられていないもの 1事例（香川）</p> <p>③ 階段の踏面端部とその周囲の部分との明度差等がない又は小さいもの 8事例（香川：1庁舎1事例、高知：7庁舎7事例）</p>	<p>表1-(7)</p>

- ④ 階段の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等が敷設されていないもの  
1事例（香川）

#### ウ 便所

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれ一以上）について、i) 便所内に、車いす使用者用便房を一以上設けること、ii) 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具（人工肛門造設者等に対応するための「オストメイト用設備」）を設けた便房を一以上設けることとされており（令第14条第1項）、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）を一以上設けなければならないとされている（令第14条第2項）。

また、移動等円滑化の措置がとられた便所付近に当該施設があることを示す標識（令第19条）、建物又は敷地内に当該施設の配置を表示した案内板等案内設備を設けることとされている（令第20条）。

さらに、車いす使用者用便房については、i) 出入口の有効幅員を原則として80cm以上とする（90cm以上が望ましい。）こと、ii) 「呼び出しボタン」を便座及び車いすに座った状態から、手の届く位置に設けることが望ましいとされている（建築設計標準）。

しかし、調査した42庁舎の中には、次のとおり、円滑化基準等に適合していないもの等が、35庁舎において38事例みられた（香川：23庁舎25事例、高知：12庁舎13事例）

- ① オストメイト用設備を設けた便房が設けられていないもの 32事例（香川：22庁舎22事例、高知：10庁舎10事例）
- ② 男子用小便器が全て壁掛式であり、いずれも受け口の高さが基準を超えているもの 1事例（高知）
- ③ 施設内の案内板等に、オストメイト用設備が設けられていることを示す表示がないもの 3事例（香川：1庁舎1事例、高知：2庁舎2事例）
- ④ 車いす使用者用便房の出入口におむつ入れが置かれており、円滑に出入り可能な幅員が確保されていないもの 1事例（香川）
- ⑤ 車いす使用者用便房に設置された「呼び出しボタン」が故障し作動しないもの 1事例（香川）

#### エ 敷地内通路

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内通路については、i) 段がある部分には手すりを設け、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとし、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること、ii) 傾斜路は、勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けることとされている（令第16条）。

しかし、調査した42庁舎の中には、次のとおり、円滑化基準に適合していないものが、18庁舎において19事例みられた（香川：12庁舎12事例、高知：6庁舎7事例）。

表1-(8)

表1-(9)

- ① 段（玄関入口）に手すりが設けられていない上、踏面の端部とその周囲の部分との明度差等もない又は小さく、段鼻が突き出しているもの 3事例（香川：3庁舎）
- ② 段（玄関入口）に手すりが設けられておらず、踏面の端部とその周囲の部分に明度差等がない又は小さいもの 9事例（香川：5庁舎5事例、高知：4庁舎4事例）
- ③ 段（玄関入口）に手すりが設けられていないもの 1事例（香川）
- ④ 段（玄関入口）の踏面の端部とその周囲の部分との明度差等がない、又は小さいもの 5事例（香川：3庁舎3事例、高知：2庁舎2事例）
- ⑤ 玄関へ通ずる傾斜路に手すりが設けられていないもの 1事例（高知）

オ 駐車場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者用駐車施設を一以上設けなければならないとされており（令第17条第1項）、この駐車施設については、i）幅は350cm以上とすること（令第17条第2項）、ii）移動等円滑化の措置がとられた駐車施設の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設けることとされている（令第19条）。

また、車いす使用者用駐車施設利用者の安全及び利便性の確保のため、i）同施設の仕様については、「床は水平とする。」こと、ii）路面に車いす使用者用である旨の国際シンボルマークを塗装することとされている（建築設計標準）。

しかし、調査した42庁舎の中には、次のとおり、円滑化基準等に適合していないものが、7庁舎において10事例みられた（香川：6庁舎9事例、高知：1庁舎1事例）。

- ① 車いす使用者用駐車施設が傾斜面に設けられているもの 1事例（香川）
- ② 車いす使用者用駐車施設の幅（350 cm以上）が確保されていないもの 2事例（香川：2庁舎）
- ③ 車いす使用者用駐車施設の位置を示す標識（立て看板等）が設置されていないもの、路面表示が消えかけているもの等 7事例（香川：4庁舎6事例、高知：1庁舎1事例）

表1-(10)

(4) その他の設備（インターホン）

高齢者、障害者等が施設の利用に際して情報や援助を必要とした場合に対応できるよう、建築物の出入口付近に、受付カウンターやインターホン等を設け、人的に対応できるようにすることが望ましいとされている（建築設計標準）。

しかし、調査した42庁舎の中には、次のとおり、インターホンの管理等が不適切なものが、2庁舎において2事例みられた（香川）。

- ① 玄関に設置された身体障害者用インターホンが故障しており利用できないもの 1事例（香川）
- ② 玄関前に設置されていた身体障害者用インターホンが耐震工事により撤去されたままとなっているもの 1事例（香川）

表1-(11)

(5) 移動等円滑化のための施設の整備状況等に関する情報提供

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」二2（適切な情報の提供）では、施設等ハード面の整備のみならず、施設設置管理者が利用者に対して、移動等円滑化のための施設の整備状況等に関する必要な情報（以下「バリアフリー情報」という。）を

適切に提供することが必要である旨示されており、利用する高齢者、障害者等のニーズ等に応じて、必要な情報が事前に把握できるよう、施設及び設備等に関する情報についてインターネットやパンフレット等により提供することが望ましいとされている。

また、今回、身体障害者関係団体からバリアフリー情報の提供の在り方について聴取したところ、「国の庁舎等関係施設に係るバリアフリー情報を事前にインターネット等を通じて確認できれば、障害者等は安心して施設を利用することができる。また、施設のバリアフリー化に係る情報提供が一層進めば、障害者に限らず高齢者等も含めて、自らの意思で積極的に社会活動へ参加しやすくなる。」との意見があった。

しかし、調査した42庁舎におけるバリアフリー情報について、当該施設管理者、又は同管理者の上部機関が設置するインターネットホームページでの情報提供の状況を調査した結果、次のとおり、情報提供等が不十分なものが、34庁舎において34事例（香川：20庁舎20事例、高知：14庁舎14事例）みられた。

① バリアフリー情報が提供されていないもの 32事例（香川：20庁舎20事例、高知：12庁舎12事例）

② バリアフリー情報に係るページは設けられているが、整備済みのバリアフリー施設に係る情報が一部掲示されていないもの 2事例（高知：2庁舎）

なお、インターネットホームページ以外に、独自にパンフレット等においてバリアフリー情報を提供している事例はみられなかった。

#### 【所見】

したがって、関係行政機関は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化を一層推進するとともに、利用者の安全及び利便の確保を図る観点から、下部機関を含め、また、必要に応じて他の行政機関と連携し、次の措置を講ずる必要がある。

① 既存のバリアフリー関連施設・設備のうち、高齢者、障害者等の安全又は円滑な利用に支障が生じているものについては、必要な改善措置を講ずること。

また、庁舎の円滑化基準適合状況について点検を実施し、円滑化基準に適合していない施設・設備については、所要の措置を講ずること。

② 庁舎のバリアフリー情報について、インターネットホームページ等により適切に周知を図ること。

表1-(12)

表 1 - (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十五 （略）

十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であつて、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

（施設設置管理者等の責務）

第 6 条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）

第 14 条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 （略）

4 （略）

5 建築主等（第 1 項から第 3 項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第 17 条第 3 項第 1 号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特定建築物の建築主等の努力義務等）

第 16 条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第 1 項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 （略）

（注） 1 下線は当局が付した。

2 法第 14 条第 1 項に定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合であつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計 2,000 ㎡とされている（令第 10 条）。

表 1 - (2) バリアフリー法による建築物に対する規制の概要

建築物

特定建築物 (法 2 条 16 号)

多数の者が利用する建築物

- |  |   |
|--|---|
| 1 学校                                       | 15 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの         |
| 2 病院又は診療所                                  | 16 理髪店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス行を営む店舗    |
| 3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場                          | 17 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの                |
| 4 集会場又は公会堂                                 | 18 工場   |
| 5 展示場                                      | 19 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの |
| 6 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗            | 20 自動車の停留又は駐車のための施設                                 |
| 7 ホテル又は旅館                                  | 21 公衆便所   |
| 8 <b>事務所</b>                               | 22 公共用歩廊  |
| 9 共同住宅、寄宿舎又は下宿                             |   |
| 10 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの        |   |
| 11 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの |   |
| 12 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場       |   |
| 13 博物館、美術館又は図書館                            |   |
| 14 公衆浴場                                    |   |

移動等円滑化のために必要な措置の実施について努力義務 (法 6 条)

建築 (用途変更を含む。)、建築物特定施設の修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準適合への努力義務 (法 16 条 1 項、2 項)

特別特定建築物 (法 2 条 17 号)

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物

- |  |   |
|--|---|
| 1 特別支援学校   | 13 公衆浴場   |
| 2 病院又は診療所  | 14 飲食店  |
| 3 劇場、観覧場、映画館又は演劇場  | 15 理髪店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス行を営む店舗    |
| 4 集会場又は公会堂   | 16 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの |
| 5 展示場  | 17 自動車の停留又は駐車のための施設 (一般公共の用に供されるものに限る。)             |
| 6 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗  | 18 公衆便所   |
| 7 ホテル又は旅館  | 19 公共用歩廊  |
| 8 <b>保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</b>                               |   |
| 9 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類する                                       |   |
| 10 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの                         |   |
| 11 体育館 (一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場 (一般公共の用に供されるものに限る。)、若しくはボウリング場又は遊技場 |   |
| 12 博物館美術館又は図書館   |   |

一定規模以上の建築 (用途変更を含む。)) について、建築物移動等円滑化基準適合義務 (法 14 条 1 項、2 項)  
 ・上記規模未満の建築物の新築及び既存建築物について、建築物移動等円滑化基準適合への努力義務 (法 14 条 5 項)

(注) 一定規模 = 2,000 m<sup>2</sup>

建築物移動等円滑化基準

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準 (令 10 条 ~ 23 条)  
 ・車いす使用者と人がすれ違える通路幅の確保  
 ・車いす使用者用トイレの設置 等

(注) 建築物特定施設 = 出入口、廊下、階段、傾斜路、エレベーター、便所、敷地内通路、駐車場 等 (法 2 条 18 号)

(注) 本表はバリアフリー法、同法施行令等から当局が作成した。

表 1 - (3) バリアフリー法による建築物移動等円滑化基準の概要

建築物 特定施設	一般基準	移動等円滑化経路上 である場合の基準	視覚障害者移動等円滑化経路 上である場合
出入口 (建築物)	—	【令第 18 条第 2 項第二号】 ○幅は 80cm 以上 ○戸を設ける場合は自動開閉する構造等とし、当該戸の前後の高低差の設定不可	—
廊下等 (屋内)	【令第 11 条】 ○表面は粗面又は滑りにくい材料での仕上げ ○階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設	【令第 18 条第 2 項第三号】 ○幅は 120cm 以上 ○戸を設ける場合は自動開閉する構造等とし、当該戸の前後の高低差の設定不可	—
階段 (屋内)	【令第 12 条】 ○踊場を除き、手すりの設置 ○路面端部とその周囲の部分との色の明度等の差による段の容易な識別 ○つまずきの原因となるものを設けない構造 ○段がある部分の上端に近接する踊場部分に点状ブロック等を敷設 ○主たる階段は、回り階段以外	【令第 18 条第 2 項第一号】 ○階段、段は設置不可 (傾斜路、エレベーター等を併設する場合は除く)	—
傾斜路 (屋内の階段に代わり又はこれに併設するもの)	【令第 13 条】 ○勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜部分に手すり設置 ○傾斜部分の上端に近接する踊場部分に、点状ブロック等を敷設	【令第 18 条第 2 項第四号】 ○幅は 120cm 以上 (階段に併設の場合 90cm 以上) ○勾配は 12 分の 1 以下 (高さ 16cm 以下の場合は 8 分の 1 以下)	—
エレベーター等	【令第 19 条】 ○エレベーター等が設置されていることを示す標識を設置	【令第 18 条第 2 項第五号】 ○かご(人 を 乗 せ 昇 降 する 部分) の 入 出 口 の 幅 は 80cm 以上 ○かごの奥行きは 135cm 以上 等	—
便所	【令第 14 条】 ○便所内に車いす使用者用便房を一以上設置(男女区分がある場合はそれぞれ一以上) ○便所内にオストメイト用設備を設けた便房を一以上設置(同上) ○男子便所に床置き式小便器等を一以上設置 【令第 19 条】 ○車いす使用者用便房、オストメイト用設備付近に、これら施設があることを表示する標識を設置 【令第 20 条】 ○建築物又はその敷地には、車いす使用者用便房、オストメイト用設備等の配置を表示した案内板等を設置	【令第 18 条第 2 項第一号】 ○階段、段は設置不可 (傾斜路、エレベーター等を併設する場合は除く) 【令第 18 条第 2 項第七号】 ○幅は 120cm 以上 ○傾斜路 ・幅は 120cm 以上(段に併設された場合 90cm 以上) ・勾配は 12 分の一以下(高さ 16cm 以下)	—
敷地内 通路 (屋外)	【令第 16 条】 ○段がある部分 ・手すりを設置 ・路面端部とその周囲の部分との色の明度等の差による段の容易な識別 ○傾斜路 ・勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜部分に手すり設置 ・傾斜路前後の通路との色の明度差等の差による傾斜路の容易な識別	—	【令第 21 条第 2 項】 ○道等から案内所又は点字等による案内板に至る経路に視覚障害者誘導用ブロックを敷設 ○同経路上の斜路に接する部分に点状ブロック等を敷設 ○同経路上の段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設
駐車場	【令第 17 条】 ○車いす使用者用駐車施設を一以上設置 ○同駐車施設の幅は 350cm 以上 ○同駐車施設は利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設置 【令第 19 条】 ○車いす使用者用駐車施設付近に、同施設があることを表示する標識を設置 【建築設計標準】 ○床は水平とする。 ○路面に、車いす使用者用の国際シンボルマークを塗装	—	—

(注) 本表はバリアフリー法、同法施行令等から当局が作成した。

表 1- (4) - ① 視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていないもの

番号	区分	調査対象庁舎	管理官署	件名	根拠規定
A15-1-1	香川	高松法務局観音寺支局	同左	視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。	令 21 条
A17-1-1	香川	坂出労働基準監督署	同左	同上	同上
A19-1-1	香川	観音寺労働基準監督署	同左	同上	同上
B3-1-2	高知	高知港湾合同庁舎	高知海上保安部	視覚障害者移動等円滑化経路(一部)に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。	同上
B16-1-1	高知	高知運輸支局大津庁舎	高知運輸支局	同上	同上

- (注) 1. 本表は、当局及び高知行政評価事務所の調査結果による(以下、表1-(12)まで同様)。  
 2. 「根拠規定」欄について、i)「令」は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令、ii)「設計標準」は、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(国土交通省)、iii)「基本方針」は、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を示す(以下、表1-(12)まで同様)。

表 1- (4) - ② 視覚障害者移動等円滑化経路の視覚障害者誘導用ブロック上に、玄関マット等の障害物が置かれているもの

番号	区分	調査対象庁舎	管理官署	件名	根拠規定
A5-1-1	香川	坂出合同庁舎	坂出税務署	視覚障害者誘導用ブロック上に玄関マットが敷かれている。	令 21 条
A10-1-1	香川	丸亀税務署	同左	視覚障害者誘導用ブロック上に障害物(ホワイトボード)が置かれている。	同上
A13-1-2	香川	土庄税務署	同左	視覚障害者誘導用ブロック上の扉が閉鎖されている。	同上
A25-1-1	香川	土庄公共職業安定所	同左	視覚障害者誘導用ブロック上に玄関マットが敷かれている。	同上
A26-1-1	香川	四国運輸局香川運輸支局	同左	視覚障害者誘導用ブロック上に玄関マットが敷かれている。	同上
B1-1-2	高知	高知地方合同庁舎	中国四国農政局高知地域センター	視覚障害者誘導用ブロック上に障害物(立て看板)が置かれている。	同上

表 1- (4) - ③ 視覚障害者移動等円滑化経路の視覚障害者誘導用ブロックの組み合わせや誘導先等が適切でないもの

番号	区分	調査対象庁舎	管理官署	件名	根拠規定
A14-1-1	香川	高松法務局丸亀支局	同左	視覚障害者移動等円滑化経路上の線状ブロックが誤った方向に敷設されている。	令 21 条
A21-1-1	香川	坂出公共職業安定所	同左	視覚障害者移動等円滑化経路上の線状ブロックと点状ブロックが逆に敷設されている。	同上
A22-1-1	香川	丸亀公共職業安定所	同左	視覚障害者移動等円滑化経路上の線状ブロックが誤った方向に敷設されている。	同上
B3-1-2 (再掲)	高知	高知港湾合同庁舎	高知海上保安部	庁舎内に敷設されている視覚障害者誘導用ブロックによる誘導経路が適切でない(空室(旧事務室)へ誘導されている。)	同上
B5-1-1	高知	須崎第2地方合同庁舎	須崎税務署	線状ブロック等を敷設すべき位置に点状ブロック等が敷設されている。	同上
B6-1-1	高知	土佐山田地方合同庁舎	高知地方法務局香美支	エレベーター前に敷設されている点状ブロック等の位置が適切でない等	同上

			局		
B8-1-3	高知	中村地方合同庁舎	高知地方法務局四万十支局	線状ブロック等を敷設すべき位置に点状ブロック等が敷設されており、また、エレベーター前に敷設されている点状ブロック等の位置が適切でない。	令 21条
B10-1-1	高知	高知労働総合庁舎	高知労働局	エレベーター前に敷設されている点状ブロック等の位置が適切でない。	同上
B11-1-3	高知	高知地方法務局いの支局	同左	線状ブロック等を敷設すべき位置に点状ブロック等が敷設されている。	同上
B13-1-1	高知	伊野税務署	同左	同上	同上
B15-1-1	高知	いの公共職業安定所	同左	同上	同上

表1-(4)-④ その他、道に接する部分に敷設されている点状ブロック等が老朽化により浮いているもの等

番号	区分	調査対象庁舎	管理官署	件名	根拠規定
A5-1-2	香川	坂出合同庁舎	坂出税務署	視覚障害者誘導用ブロックとその周囲の床面との明度差等が小さい。	令 21条 設計 標準
A11-1-2	香川	観音寺税務署	同左	道に接する部分に敷設されている点状ブロック等が老朽化により浮いている。	令 21条
B11-1-2	高知	高知地方法務局いの支局	同左	視覚障害者誘導用ブロックとその周囲の床面との明度差等が小さい等	令 21条 設計 標準

表1-(5) 移動等円滑化経路上の傾斜路が急勾配となっているもの等

番号	区分	調査対象庁舎	管理官署	件名	根拠規定
A2-6-1	香川	高松第2地方合同庁舎	四国運輸局	移動等円滑化経路上のエレベーターが故障し利用できない。	令 18条
A8-1-2	香川	高松国税総合庁舎	高松国税局	移動等円滑化経路上の傾斜路が基準を超えて急勾配となっている。	同上
A23-1-1	香川	観音寺公共職業安定所	同左	車いす使用者用駐車施設から傾斜路へ至る通路に来客者のバイクや自転車が駐輪しており、通行の障害となっている。	同上
A24-1-1	香川	さぬき公共職業安定所	同左	移動等円滑化経路上に設けられた門扉用のレールの溝が深く、車いすの前輪が落ち込み通行が困難となっている。	同上

表1-(6) 階段の上端部に近接する廊下等部分に点状ブロック等が敷設されていないもの

番号	区分	調査対象庁舎	管理官署	件名	根拠規定
A2-4-1	香川	高松第2地方合同庁舎	四国運輸局	階段の上端部に近接する廊下等部分に点状ブロック等が敷設されていない。	令 11条
A3-4-1	香川	高松港湾合同庁舎	同上	同上	同上
A17-4-1	香川	坂出労働基準監督署	同左	同上	同上
A21-4-1	香川	坂出公共職業安定所	同左	同上	同上

A24-4-1	香川	さぬき公共職業安定所	同左	階段の上端部に近接する廊下等部分に点状ブロック等が敷設されていない。	令11条
B16-4-1	高知	高知運輸支局大津庁舎	高知運輸支局	同上	同上

表1-(7) 階段に手すりが設けられていない、踏面端部とその周囲の部分との明度差等が小さいもの等

番号	区分	調査対象庁舎	管理官署	件名	根拠規定
A2-5-1	香川	高松第2地方合同庁舎	四国運輸局	階段上端部に近接する踊場の部分に点状ブロック等が敷設されていない。	令12条
A2-5-2	香川	同上	同上	階段に手すりが設けられていない上、階段の踏面端部とその周囲の部分との明度差等も小さい。	同上
A4-5-1	香川	坂出港湾合同庁舎	坂出税関支署	階段に手すりが設けられていない。	同上
A14-5-1	香川	高松法務局丸亀支局	同左	階段の踏面端部とその周囲の部分との明度差等が小さい。	同上
B1-5-1	高知	高知地方合同庁舎	中国四国農政局高知地域センター	同上	同上
B2-5-1	高知	高知よさこい咲都合同庁舎	高知財務事務所	階段の踏面端部とその周囲の部分との色が同一で明度差等がない。	同上
B4-5-1	高知	須崎地方合同庁舎	須崎公共職業安定所	階段の踏面端部とその周囲の部分との色の明度差等が小さい。	同上
B6-5-1	高知	土佐山田地方合同庁舎	高知地方法務局香美支局	同上	同上
B7-5-1	高知	安芸地方合同庁舎	高知地方法務局安芸支局	同上	同上
B8-5-1	高知	中村地方合同庁舎	高知地方法務局四万十支局	同上	同上
B10-5-1	高知	高知労働総合庁舎	高知労働局	同上	同上

表1-(8) 便所について、オストメイト対応の便房が設けられていないもの等

番号	区分	調査対象庁舎	管理官署	件名	根拠規定
A2-7-1	香川	高松第2地方合同庁舎	四国運輸局	オストメイト対応の便房が設けられていない。	令14条
A2-7-2	香川	同上	同上	車いす利用者用便房の「呼び出しボタン」が故障して作動しない。	設計標準
A3-7-1	香川	高松港湾合同庁舎	同上	オストメイト対応の便房が設けられていない。	令14条
A4-7-1	香川	坂出港湾合同庁舎	坂出税関支署	同上	同上
A5-7-1	香川	坂出合同庁舎	坂出税務署	同上	同上
A6-7-1	香川	大内地方合同庁舎	東かがわ労働基準監督署	同上	同上
A7-7-1	香川	高松法務合同庁舎	高松高等検察庁	同上	同上
A8-7-1	香川	高松国税総合庁舎	高松国税局	同上	同上

A9-7-1	香川	四国財務局	同左	オストメイト対応の便房が設けられていない。	令 14条
A10-7-1	香川	丸亀税務署	同左	同上	同上
A11-7-1	香川	観音寺税務署	同左	同上	同上
A11-7-2	香川	同上	同左	車いす利用者用トイレの出入口について、円滑に出入り可能な幅員が確保されていない。	設計 標準
A12-7-1	香川	長尾税務署	同左	オストメイト対応の便房が設けられていない。	令 14条
A13-7-1	香川	土庄税務署	同左	同上	同上
A14-7-1	香川	高松法務局丸 亀支局	同左	同上	同上
A15-7-1	香川	高松法務局観 音寺支局	同左	同上	同上
A16-7-1	香川	高松法務局寒 川出張所	同左	オストメイト対応の便房が設けられているが、その旨の表示がない。	令 19条
A17-7-1	香川	坂出労働基準 監督署	同左	オストメイト対応の便房が設けられていない。	令 14条
A20-7-1	香川	高松公共職業 安定所	同左	同上	同上
A21-7-1	香川	坂出公共職業 安定所	同左	同上	同上
A22-7-1	香川	丸亀公共職業 安定所	同左	同上	同上
A23-7-1	香川	観音寺公共職 業安定所	同左	同上	同上
A24-7-1	香川	さぬき公共職 業安定所	同左	同上	同上
A25-7-1	香川	土庄公共職業 安定所	同左	同上	同上
A26-7-1	香川	四国運輸局香 川運輸支局	同左	同上	同上
B1-7-1	高知	高知地方合同 庁舎	中国四国農 政局高知地 域センター	同上	同上
B3-9-1	高知	高知港湾合同 庁舎	高知海上保 安部	オストメイト対応の便房が設けられているが、その旨の表示がない。	令 20条
B4-7-1	高知	須崎地方合同 庁舎	須崎公共職 業安定所	オストメイト対応の便房が設けられていない。	令 14条
B4-7-2	高知	同上	同上	壁掛式である男子小便器の受け口の高さが基準(35cm以下)を超えている。	同上
B6-7-1	高知	土佐山田地方 合同庁舎	高知地方法 務局香美支 局	オストメイト対応の便房が設けられていない。	同上
B7-7-1	高知	安芸地方合同 庁舎	高知地方法 務局安芸支 局	同上	同上
B8-9-1	高知	中村地方合同 庁舎	高知地方法 務局四万十 支局	オストメイト対応の便房が設けられているが、その旨の表示がない。	令 20条
B10-7-1	高知	高知労働総合 庁舎	高知労働局	オストメイト対応の便房が設けられていない。	令 14条
B11-7-1	高知	高知地方法務 局いの支局	同左	同上	同上
B12-7-1	高知	南国税務署	同左	同上	同上
B13-7-1	高知	伊野税務署	同左	同上	同上

B15-7-1	高知	いの公共職業安定所	同左	オストメイト対応の便房が設けられていない。	令14条
B16-7-1	高知	高知運輸支局大津庁舎	高知運輸支局	同上	同上

表1-(9) 玄関へ通ずる段や傾斜路に手すりが設けられていない、段の踏面端部とその周囲の部分との明度差等がない又は小さいもの等

番号	区分	調査対象庁舎	管理官署	件名	根拠規定
A2-1-1	香川	高松第2地方合同庁舎	四国運輸局	段に手すりが設けられておらず、踏面端部とその周囲の部分との明度差等がない。	令16条
A3-1-1	香川	高松港湾合同庁舎	同上	段に手すりが設けられておらず、踏面端部とその周囲の部分との明度差等がない上、段鼻が突き出している。	同上
A4-1-1	香川	坂出港湾合同庁舎	坂出税関支署	段に手すりが設けられておらず、踏面端部とその周囲の部分との明度差等が小さい上、段鼻が突き出している。	同上
A8-1-1	香川	高松国税総合庁舎	高松国税局	段に手すりが設けられておらず、踏面端部とその周囲の部分との明度差等がない上、段鼻が突き出している。	同上
A11-1-1	香川	観音寺税務署	同左	段に手すりが設けられていない。	同上
A13-1-1	香川	土庄税務署	同左	段に手すりが設けられておらず、踏面端部とその周囲の部分との明度差等が小さい。	同上
A15-1-2	香川	高松法務局観音寺支局	同左	同上	同上
A17-1-2	香川	坂出労働基準監督署	同左	同上	同上
A18-1-1	香川	丸亀労働基準監督署	同左	段に手すりが設けられておらず、踏面端部とその周囲の部分との明度差等がない。	同上
A19-1-2	香川	観音寺労働基準監督署	同左	段の踏面端部とその周囲の部分との明度差等が小さい。	同上
A24-1-2	香川	さぬき公共職業安定所	同左	同上	同上
A26-1-2	香川	四国運輸局香川運輸支局	同左	同上	同上
B1-1-1	高知	高知地方合同庁舎	中国四国農政局高知地域センター	段に手すりが設けられておらず、踏面端部とその周囲の部分との明度差等が小さい。	同上
B3-1-1	高知	高知港湾合同庁舎	高知海上保安部	段に手すりが設けられておらず、踏面端部とその周囲の部分との明度差等がない。	同上
B4-1-1	高知	須崎地方合同庁舎	須崎公共職業安定所	段に手すりが設けられておらず、踏面端部とその周囲の部分との明度差等が小さい。	同上
B8-1-1	高知	中村地方合同庁舎	高知地方法務局四万十支局	段に手すりが設けられておらず、踏面端部とその周囲の部分との明度差等がない。	同上
B8-1-2	高知	同上	同上	玄関へ通ずる傾斜路に手すりが設けられていない。	同上
B11-1-1	高知	高知地方法務局いの支局	同左	段の踏面端部とその周囲の部分との明度差等が小さい。	同上
B12-1-1	高知	南国税務署	同左	同上	同上

表 1 - (10) 車いす使用者用駐車施設が傾斜面に設けられている、路面の案内表示が消えかけているもの等

番号	区分	調査対象庁舎	管理官署	件名	根拠規定
A4-8-1	香川	坂出港湾合同庁舎	坂出税関支署	車いす使用者用駐車施設について、①路面表示が消えかけている、②案内標識（立て看板等）がない、③配置上、縦列駐車となり、隣の駐車場に駐車された場合、入庫（利用）しづらい。（3事例）	令17、19条設計標準
A5-8-1	香川	坂出合同庁舎	坂出税務署	車いす使用者用駐車施設の位置を示す標識（立て看板等）がない。	令19条
A6-8-1	香川	大内地方合同庁舎	東かがわ労働基準監督署	車いす使用者用駐車施設が傾斜面に設けられている。	令17条設計標準
A6-8-2	香川	同上	同上	車いす使用者用駐車施設の位置を示す路面表示が消えかけている。	同上
A14-8-1	香川	高松法務局丸亀支局	同左	同上	同上
A17-8-1	香川	坂出労働基準監督署	同左	車いす使用者用駐車施設の幅が確保されていない。	令17条
A19-8-1	香川	観音寺労働基準監督署	同左	同上	同上
B10-8-1	高知	高知労働総合庁舎	高知労働局	車いす使用者用駐車施設の位置を示す路面表示が消えかけている。	令17条設計標準

表 1 - (11) その他、玄関に設置された身体障害者用インターホンが故障しており利用できないもの等

番号	区分	調査対象庁舎	管理官署	件名	根拠規定
A6-9-1	香川	大内地方合同庁舎	東かがわ労働基準監督署	玄関に設置された身体障害者用インターホンが故障しており利用できない。	設計標準
A23-9-1	香川	観音寺公共職業安定所	同左	玄関前に設置されていた身体障害者用インターホンが耐震工事により撤去されたままとなっている。	同上

表 1 - (12) 庁舎のバリアフリー情報がホームページで提供されていないもの等

番号	区分	調査対象庁舎	管理官署	件名	根拠規定
A1-10-1	香川	高松サポート合同庁舎	四国地方整備局	庁舎のバリアフリー情報がホームページで提供されていない。	基本方針
A2-10-1	香川	高松第2地方合同庁舎	四国運輸局	同上	同上
A3-10-1	香川	高松港湾合同庁舎	同上	同上	同上
A4-10-1	香川	坂出港湾合同庁舎	坂出税関支署	同上	同上
A6-10-1	香川	大内地方合同庁舎	東かがわ労働基準監督署	同上	同上
A7-10-1	香川	高松法務合同庁舎	高松高等検察庁	同上	同上

A9-10-1	香川	四国財務局	同左	庁舎のバリアフリー情報がホームページで提供されていない。	基本方針
A14-10-1	香川	高松法務局丸亀支局	同左	同上	同上
A15-10-1	香川	高松法務局観音寺支局	同左	同上	同上
A16-10-1	香川	高松法務局寒川出張所	同左	同上	同上
A17-10-1	香川	坂出労働基準監督署	同左	同上	同上
A18-10-1	香川	丸亀労働基準監督署	同左	同上	同上
A19-10-1	香川	観音寺労働基準監督署	同左	同上	同上
A20-10-1	香川	高松公共職業安定所	同左	同上	同上
A21-10-1	香川	坂出公共職業安定所	同左	同上	同上
A22-10-1	香川	丸亀公共職業安定所	同左	同上	同上
A23-10-1	香川	観音寺公共職業安定所	同左	同上	同上
A24-10-1	香川	さぬき公共職業安定所	同左	同上	同上
A25-10-1	香川	土庄公共職業安定所	同左	同上	同上
A26-10-1	香川	四国運輸局香川運輸支局	同左	同上	同上
B1-10-1	高知	高知地方合同庁舎	中国四国農政局高知地域センター	同上	同上
B2-10-1	高知	高知よさこい咲都合同庁舎	高知財務事務所	同上	同上
B3-10-1	高知	高知港湾合同庁舎	高知海上保安部	同上	同上
B4-10-1	高知	須崎地方合同庁舎	須崎公共職業安定所	同上	同上
B5-10-1	高知	須崎第2地方合同庁舎	須崎税務署	バリアフリー情報がホームページで提供されているが、整備済みバリアフリー施設に係る情報が一部掲示されていない。	同上
B6-10-1	高知	土佐山田地方合同庁舎	高知地方法務局香美支局	庁舎のバリアフリー情報がホームページで提供されていない。	同上
B7-10-1	高知	安芸地方合同庁舎	高知地方法務局安芸支局	同上	同上
B8-10-1	高知	中村地方合同庁舎	高知地方法務局四万十支局	同上	同上
B9-10-1	高知	高知法務総合庁舎	高知地方検察庁	同上	同上
B10-10-1	高知	高知労働総合庁舎	高知労働局	同上	同上
B11-10-1	高知	高知地方法務局いの支局	同左	同上	同上

B14-10-1	高知	高知公共職業安定所	同左	バリアフリー情報がホームページで提供されているが、整備済みバリアフリー施設に係る情報が一部掲示されていない。	基本方針
B15-10-1	高知	いの公共職業安定所	同左	庁舎のバリアフリー情報がホームページで提供されていない。	同上
B16-10-1	高知	高知運輸支局 大津庁舎	高知運輸支局	同上	同上

## 2 受動喫煙防止対策の実施状況

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>健康増進法（平成14年法律第103号）第25条により、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされている。</p> <p>厚生労働省は、「受動喫煙防止対策について」（平成22年2月25日付け健発第0225第2号厚生労働省健康局長通知）及び「受動喫煙防止対策の徹底について」（平成24年10月29日付け健発1029第5号厚生労働省健康局長通知）において、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきであり、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましいとした上で、全面禁煙が極めて困難である場合においては、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないことはもちろんのこと、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要があるとされている。</p> <p>また、「受動喫煙防止対策について」（平成22年7月30日付け厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長事務連絡）において、健康増進法第25条の「受動喫煙」には、施設の出入口付近に設けられている喫煙場所から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸わされることも含んでおり、施設を訪れる人が、その出入口において、たばこの煙に曝露されることも指摘されていることから、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。</p> <p>さらに、平成25年2月には、未だに、施設出入口付近に喫煙場所が設けられ、その結果、施設利用者が喫煙場所からのたばこの煙の曝露を受ける事例が指摘されていることから、「受動喫煙防止対策について」（平成25年2月12日付け厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長事務連絡）において、22年健康局長通知の趣旨及び22年事務連絡に鑑みて、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、必要な措置が講じられるよう、関係方面へ改めて周知を図っている。</p>	<p>表2-(1)</p> <p>表2-(2)</p> <p>表2-(3)</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、調査した42庁舎について受動喫煙防止対策の実施状況を調査したところ、次のとおり、庁舎出入口付近に灰皿を置いただけの喫煙場所が設けられているなど、庁舎利用者に対する受動喫煙防止対策が不十分なものが10庁舎（香川7庁舎、高知3庁舎）（注）みられた。</p> <p>（注）庁舎数は、事例が確認された実庁舎数であり、個々の事例に係る庁舎数の合計とは一致しない。</p>	<p>表2-(4)</p>
<p>① 庁舎出入口付近に灰皿を置いただけの喫煙場所が設けられているもの。9庁舎（香川6庁舎、高知3庁舎）</p>	<p>表2-(5)</p>
<p>② 高齢者、障害者等が利用している屋外傾斜路の途中に喫煙場所が設けられているもの。1庁舎（香川）</p>	<p>表2-(6)</p>
<p>③ 庁舎内に喫煙場所が設けられているが、間仕切りや排気装置がないなど、非喫煙場所へのたばこの煙の流出防止措置が講じられていないもの。1庁舎（高知）</p>	<p>表2-(7)</p>
<p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、関係行政機関は、受動喫煙防止対策を推進する観点から、下部機関を含め、受動喫煙防止対策の実施状況について点検するとともに、次の措置を講ずる必</p>	

要がある。

- ① 庁舎出入口付近等に灰皿を置き喫煙場所としているものについては、喫煙場所を受動喫煙のおそれのない場所に移動すること。
- ② 庁舎内の喫煙場所においてたばこの煙の流出防止措置を講じていないものについては、適切な受動喫煙防止対策を実施すること。

表 2 - (1) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）（抜粋）

第 25 条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(注) 下線は当局が付した。

表 2 - (2) 受動喫煙防止対策について（平成 22 年 2 月 25 日付け厚生労働省健康局長通知）（抜粋）

3 今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性

今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。一方で、全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとする。

また、特に、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である。

4 受動喫煙防止措置の具体的方法

(1) 施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙は、受動喫煙対策として極めて有効であると考えられているため、受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示し周知を図るとともに、来客者等にも理解と協力を求める等の対応をとる必要がある。

また、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。

(2) 全面禁煙が極めて困難である施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙が極めて困難である場合には、施設管理者に対して、当面の間、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には全面禁煙を目指すことを求める。

全面禁煙が極めて困難である場合においても、「分煙効果判定基準策定検討会報告書」（平成 14 年 6 月）等を参考に、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないことはもちろんのこと、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要がある。喫煙可能区域を設定した場合においては、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、周知を図り、理解と協力を求めるとともに、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように、措置を講ずる必要がある。例えば、当該区域が喫煙可能区域であり、たばこの煙への曝露があり得ることを注意喚起するポスター等を掲示する等の措置が考えられる。

(注) 下線は当局が付した。

表 2 - (3) 受動喫煙防止対策について（平成 22 年 7 月 30 日付け厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長事務連絡）（抜粋）

法第 25 条の「受動喫煙」には、施設の出入口付近に喫煙場所を設けることで、屋外から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸わされることも含むため、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、必要な措置を講ずるよう努めなければならないところである。

なお、施設を訪れる人が、その出入口において、たばこの煙に曝露されることも指摘されているところであり、この点についても、御配慮頂きたい。

(注) 下線は当局が付した。

表 2 - ( 4 ) 調査対象庁舎の受動喫煙防止対策実施状況一覧

区分	調査対象庁舎	庁舎外の喫煙場所の有無	事例の有無
庁舎内全面禁煙	坂出港湾合同庁舎	○	
	坂出合同庁舎	○	
	大内地方合同庁舎	○	○
	丸亀税務署	○	○
	観音寺税務署	○	
	高松法務局観音寺支局		
	坂出労働基準監督署	○	○
	丸亀労働基準監督署	○	○
	観音寺労働基準監督署		
	高松公共職業安定所	○	
	坂出公共職業安定所	○	
	丸亀公共職業安定所	○	
	観音寺公共職業安定所	○	
	さぬき公共職業安定所	○	○
	土庄公共職業安定所	○	○
	高知よさこい咲都合同庁舎	○	
	高知港湾合同庁舎	○	○
	土佐山田地方合同庁舎	○	○
	安芸地方合同庁舎	○	
	中村地方合同庁舎	○	
	高知法務総合庁舎	○	
	高知地方法務局いの支局	○	
	南国税務署	○	
	伊野税務署		
	いの公共職業安定所	○	
	小計	25 庁舎	22 庁舎
空間分煙	高松サポート合同庁舎		
	高松第 2 合同庁舎		
	高松港湾合同庁舎		
	高松法務合同庁舎		
	高松国税総合庁舎	○	
	四国財務局	○	
	長尾税務署	○	○
	土庄税務署		
	高松法務局丸亀支局		
	高松法務局寒川出張所		
	香川運輸支局	○	
	高知地方合同庁舎	○	○
	須崎地方合同庁舎		
	須崎第 2 地方合同庁舎		
	高知労働総合庁舎		
	高知公共職業安定所		
高知運輸支局大津庁舎			
小計	17 庁舎	5 庁舎	2 庁舎
合計	42 庁舎	27 庁舎	10 庁舎

(注) 本表は、当局及び高知行政評価事務所の調査結果による。

表 2 - (5) 庁舎出入口付近に灰皿を置いただけの喫煙場所が設けられているもの

番号	区分	調査対象庁舎	管理官署
A 6-1	香川	大内地方合同庁舎	東かがわ労働基準監督署
A10-1	香川	丸亀税務署	同左
A12-1	香川	長尾税務署	同左
A17-1	香川	坂出労働基準監督署	同左
A24-1	香川	さぬき公共職業安定所	同左
A25-1	香川	土庄公共職業安定所	同左
B 1-1	高知	高知地方合同庁舎	中国四国農政局高知地域センター
B 3-1	高知	高知港湾合同庁舎	高知海上保安部
B 6-1	高知	土佐山田地方合同庁舎	高知地方法務局香美支局

(注) 本表は、当局及び高知行政評価事務所の調査結果による。

表 2 - (6) 傾斜路の途中に喫煙場所が設けられているもの

番号	区分	調査対象庁舎	管理官署
A23-1	香川	観音寺公共職業安定所	同左

(注) 本表は、当局の調査結果による。

表 2 - (7) 庁舎内の喫煙場所から非喫煙場所へのたばこの煙の流出防止措置が講じられていないもの

番号	区分	調査対象庁舎	管理官署
B 1-1	高知	高知地方合同庁舎	中国四国農政局高知地域センター

(注) 本表は、高知行政評価事務所の調査結果による。

### 3 防災対策の実施状況

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者に対して、自主防災管理体制の中核となる防火管理者を選任し、消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練（以下「消防訓練」という。）の定期的な実施、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理等、防火管理上必要な業務を行わせなければならないとされている。同規定の対象となる国の庁舎は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第1条の2により建物全体の収容人員（従業者の数と、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を3平方メートルで除して得た数の合算した数）が50人以上のものとされている。</p> <p>また、消防計画の作成を要する庁舎のうち、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「地震防災特措法」という。）第5条第1項の規定に基づき作成された「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」（平成16年3月中央防災会議）別表に示す区域に所在する庁舎については、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条第6項において、消防計画に、地震防災特措法第7条の規定に基づく、i）東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項、ii）東南海・南海地震に係る防災訓練の実施に関する事項、iii）地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めた東南海・南海地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）に係る事項を定めなければならないとされている。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、調査対象とした42庁舎のうち消防計画の作成等が義務付けられている25庁舎（香川17庁舎、高知8庁舎）（注3）について、防災対策の実施状況を調査したところ、次のとおり、防災対策が不十分なものが8庁舎（香川5庁舎、高知3庁舎）（注4）みられた。</p> <p>（注3）このうち、対策計画の作成義務のあるもの7庁舎（香川3庁舎、高知4庁舎）</p> <p>（注4）庁舎数は、事例が確認された実庁舎数であり、個々の事例に係る庁舎数の合計とは一致しない。</p> <p>① 防火管理者を選任しておらず、消防計画、消防訓練も作成、実施していないもの 1庁舎（香川）</p> <p>② 消防計画で定めている消防訓練等を実施していないもの 5庁舎（香川2庁舎、高知3庁舎）</p> <p>③ 防火戸付近に閉鎖障害となる物品が置かれているもの 1庁舎（香川）</p> <p>④ 消防計画に対策計画で定めることとされている津波避難等に関する事項を定めていないもの 2庁舎（香川1庁舎、高知1庁舎）</p> <p>⑤ 消防計画に対策計画で定めることとされている津波からの避難場所を具体的に定めていないもの 1庁舎（香川）</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、関係行政機関は、災害発生時における施設利用者の安全対策を推進する観点から、下部機関を含め、防災対策の実施状況について点検するとともに、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 防火管理者を選任していないものについては、速やかに防火管理者を選任し、消防計画の作成など防災管理上必要な措置を行うこと。</p> <p>② 消防訓練等を実施していないものについては、消防計画に沿って消防訓練等を</p>	<p>表3-（1）</p> <p>表3-（2）</p> <p>表3-（3）</p> <p>表3-（4）</p> <p>表3-（5）</p> <p>表3-（6）</p> <p>表3-（7）</p>

的確に実施すること。

- ③ 防火戸付近に閉鎖障害となる物品が置かれているものについては、消防計画に沿って避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理を的確に実施すること。
- ④ 消防計画に対策計画で定めることとされている津波避難等に関する事項を定めていないものについては、当該事項に関する規定を整備すること。
- ⑤ 消防計画に対策計画で定めることとされている津波からの避難場所を具体的に定めていないものについては、予想される津波高等を考慮して安全な避難場所を具体的に定めること。

表3- (1) 防火管理に関する規定

○ 消防法（昭和23年法律第186号）＜抜粋＞

〔防火管理者〕

第8条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

2～5（略）

○ 消防法施行令（昭和36年政令第37号）＜抜粋＞

〔防火管理者を定めなければならない防火対象物等〕

第1条の2（略）

2（略）

3 法第8条第1項の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第1に掲げる防火対象物（同表（十六の三）項及び（十八）項から（二十）項までに掲げるものを除く。次条において同じ。）のうち、次に掲げるもの

イ、ロ（略）

ハ 別表第1（五）項ロ、（七）項、（八）項、（九）項ロ、（十）項から（十五）項まで、（十六）項ロ及び（十七）項に掲げる防火対象物で、収容人員が50人以上のもの

二、三（略）

4 収容人員の算定方法は、総務省令で定める。 \*国の庁舎は、（十五）項に該当

○ 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）＜抜粋＞

〔収容人員の算定方法〕

第1条の3 令第1条の2第4項の総務省令で定める収容人員の算定方法は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める方法とする。

防火対象物の区分＜抜粋＞	算定方法＜抜粋＞
令別表第1（十五）項に掲げる防火対象物	従業者の数と、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を三平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。

2（略）

（注） 下線は当局が付した。

表3- (2) 津波防災に関する規定

○ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）  
 <抜粋>

[基本計画]

第5条 中央防災会議は、第三条第一項の規定による推進計画の指定があったときは、東南海・南海地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を作成し、及びその実施を推進しなければならない。

2、3（略）

[対策計画]

第7条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（前条第一項に規定する者を除き、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。

一 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設

二～四（略）

2、3（略）

4 対策計画は、当該施設又は事業について東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他政令で定める事項について定めるものとする。

5～8（略）

[対策計画の特例]

第8条 前条第1項又は第2項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第1項の政令で定める施設又は事業に関し同条第4項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「東南海・南海地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。

一 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項若しくは第8条の2第1項（これらの規定を同法第36条第1項において準用する場合を含む。）に規定する消防計画又は同法第14条の2第1項に規定する予防規程

二～八（略）

2（略）

○ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）  
 <抜粋>

[対策計画を作成すべき施設又は事業]

第3条 法第7条第1項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第3号から第8号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。

一 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第1条の2第3項第1号に掲げる防火対象物（同令別表第一（五）項口、（六）項口、ハ及びニ、（七）項、（十二）項、（十三）項口、（十四）項並びに（十六）項に掲げるものを除く。）及び同表（十六の三）項に掲げる防火対象物で不特定かつ多数の者が出入りするもの

二～二十四（略）

[対策計画に定めるべき事項]

第5条 法第7条第4項の政令で定める事項は、当該施設又は事業についての東南海・南海地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とする。

○ 東南海・南海地震防災対策推進基本計画（平成16年3月中央防災会議）＜抜粋＞

第3章 東南海・南海地震防災対策計画の基本となるべき事項

第1節 東南海・南海地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者について

法第7条第1項及び第2項の規定に基づき、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者については、別表に示す区域において、同条第1項各号及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者とする。

○ 消防法施行規則 ＜抜粋＞

[防火管理に係る消防計画]

第3条 防火管理者は、令第4条第3項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて消防計画を作成し、別記様式第1号の2の届出書によりその旨を所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に届け出なければならない。消防計画を変更するときも、同様とする。

一、二（略）

2～5（略）

6 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定により東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域（次項及び第4条の2第4項において「推進地域」という。）に所在する令第1条の2第3項第1号に規定する防火対象物のうち、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）第3条第1号、第2号、第13号、第14号及び第24号に規定する施設（同法第6条第1項に規定する者が管理するものを除き、同法第2条第1項に規定する東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第5条第1項に規定する東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。）の防火管理者は、第1項の消防計画に次に掲げる事項を定めなければならない。

一 東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二 東南海・南海地震に係る防災訓練の実施に関すること。

三 東南海・南海地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。

7～11（略）

【参考】 調査対象42庁舎のうち、対策計画の作成義務がある庁舎（7庁舎）

区分	庁舎
香川（3）	高松港湾合同庁舎、坂出港湾合同庁舎、坂出合同庁舎
高知（4）	高知よさこい咲都合同庁舎、須崎第2地方合同庁舎、高知公共職業安定所、高知運輸支局大津庁舎

（注） 当局及び高知行政評価事務所の調査結果による。

（注） 下線は当局が付した。

表3-（3） 防火管理者を選任しておらず、消防計画、消防訓練も作成、実施していないもの

番号	区分	調査対象庁舎	管理官署	件名
A25-1	香川	土庄公共職業安定所	同左	防火管理者を選任しておらず、消防計画、消防訓練も作成、実施していない。

(注) 本表は、当局の調査結果による。

表3-（4） 消防計画で定めている消防訓練等を実施していないもの

番号	区分	調査対象庁舎	管理官署	件名
A20-1	香川	高松公共職業安定所	同左	消防計画で定めている消防訓練を実施していない。
A26-1	香川	四国運輸局香川運輸支局	同左	同上
B14-1	高知	高知公共職業安定所	同左	同上
B1-1	高知	高知地方合同庁舎	中国四国農政局高知地域センター	同上
B16-1	高知	高知運輸支局大津庁舎	高知運輸支局	同上
B16-2	高知	高知運輸支局大津庁舎	同上	消防計画で定めている防災訓練を実施していない。

(注) 本表は、当局及び高知行政評価事務所の調査結果による。

表3-（5） 防火戸付近に閉鎖障害となる物品が置かれていたもの

番号	区分	調査対象庁舎	管理官署	件名
A20-2	香川	高松公共職業安定所	同左	防火戸付近に閉鎖障害となる物品が置かれていた。

(注) 本表は、当局の調査結果による。

表3-（6） 消防計画に対策計画で定めることとされている津波避難等に関する事項を定めていないもの

番号	区分	調査対象庁舎	管理官署	件名
A5-1	香川	坂出合同庁舎	坂出税務署	消防計画に対策計画で定めることとされている津波避難等に関する事項を定めていない。
B14-2	高知	高知公共職業安定所	同左	消防計画に東南海・南海地震に係る防災訓練の実施に関する事項を定めておらず、防災訓練も実施していない。

(注) 本表は、当局及び高知行政評価事務所の調査結果による。

表3-（7） 消防計画に対策計画で定めることとされている津波からの避難場所を具体的に定めていないもの

番号	区分	調査対象庁舎	管理官署	件名
A3-1	香川	高松港湾合同庁舎	四国運輸局	消防計画に対策計画で定めることとされている津波からの避難場所を具体的に定めていない。

(注) 本表は、当局の調査結果による。